

平成28年4月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画の概要

平成28年6月14日 熊本市

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

計画の目的

今後の復旧・復興に向け、災害廃棄物（片付けガレキ、解体ガレキ）を適正かつ円滑・迅速に処理することが不可欠であり、その実施に関する具体的な計画を「実行計画」として策定するもの。

計画の期間

計画策定以降、熊本地震及び余震に伴い発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間とする。

計画の見直し

計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に係る精査を行うこととし、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更等があった場合には、適宜計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図る。

第2章 被害状況と災害廃棄物の量（平成28年6月1日時点）

地震による熊本市の被害状況

区分	戸数
全壊	2,951棟
大規模半壊	2,776棟
半壊	9,600棟
一部損壊	63,437棟
合計	78,764棟

種類別災害廃棄物の量

種類	発生量（推計）	備考
コンクリート類	501,000t	セメント瓦含む
木くず	173,000t	家具類含む
瓦くず	13,000t	焼き瓦
金属くず	30,000t	
混合ガレキ	53,000t	石膏ボード等
その他	42,000t	畳、家電4品目、処理困難物等
合計	812,000t	

今後、損壊家屋等の解体・撤去の状況等を踏まえ、災害廃棄物処理の各過程において災害廃棄物の量及び質に係る精査を行うこととしており、災害廃棄物の推計量について変動しうることに留意。
熊本市の1年間の廃棄物の年間排出量（平成26年度実績）は、一般廃棄物は約236,000t、産業廃棄物は約681,000t。

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

基本的な考え方

- （1）計画的かつ迅速な処理
- （2）アスベスト飛散防止等の環境に配慮した処理
- （3）地域経済復興への寄与
- （4）安全性の確保
- （5）最少のコストで最大の効果

処理期間

- （1）災害廃棄物の集積
平成30年3月末頃を目途に、損壊家屋等の解体・撤去に伴い発生した解体ガレキ等の全ての災害廃棄物を、仮置場等に搬入することを目指す。
- （2）災害廃棄物の処理・処分
平成30年6月末頃を目途に、仮置場等から再資源化施設あるいは最終処分場へ、全ての災害廃棄物の搬出を完了することを目指す。

第4章 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理フロー

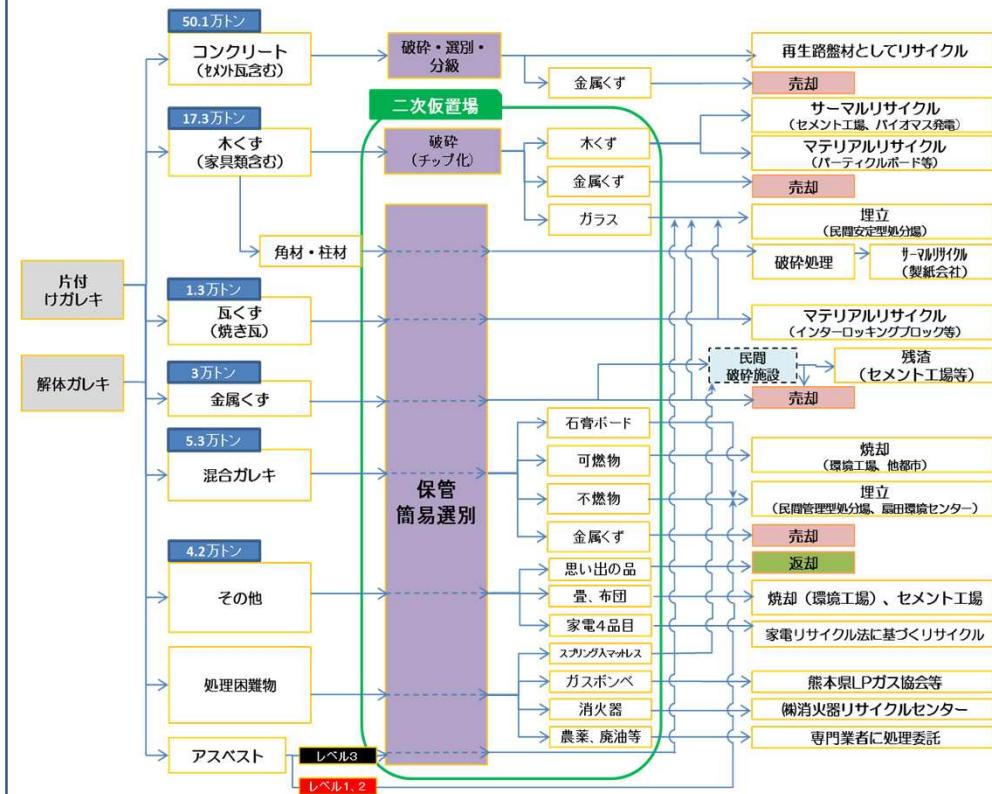


図4-1 熊本地震に伴う災害廃棄物の処理の流れ

2次仮置場としては、戸島仮置場、城南町仮置場、扇田環境センター内、民間最終処分場内、公有地（熊本市内）を想定

災害廃棄物の処理スケジュール

	平成28年						平成29年	平成30年				
	6	7	8	9	10	11			12			
熊本市災害廃棄物処理実行計画	策定	必要に応じ、計画の見直し・改定										
被災現場	片づけガレキの撤去 → 〇7月上旬頃、一次仮置場（みすてーション）からの撤去完了											
二次仮置場	解体ガレキの撤去 → 申請受付 → 解体・撤去 → 〇3月末頃、解体撤去を概ね完了											
二次仮置場	公有地（熊本市内） 扇田環境センター 城南仮置場 民間処理施設仮置場 戸島仮置場 東部環境工場											
仮置場監視	順次、中間処理施設・処分場へ搬出 → 〇6搬出を完了											
中間処理・最終処分	東部環境工場 西部環境工場 市内の中間処理施設 市内の安定型最終処分場（民間） 市外の処理施設											

一般家庭等で発生した片づけガレキについては、同年7月上旬までにステーションから撤去し、東部・西部環境工場等への搬入を完了する。
損壊家屋等の解体・撤去で発生する解体ガレキについては、平成30年3月末までを目途に二次仮置場等に集積し、早期の処理完了を目指す。